

決議案第 1 号

(和光市議会)

大島秀彦副市長に対する問責決議

上記の決議案を和光市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 5 年 12 月 21 日

和光市議会議長 富澤 啓二 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

安保 友博
伊藤 妙子
齋藤 幸子

大島秀彦副市長に対する問責決議

「議案第84号 損害賠償請求の額の決定及び和解について」の採決の前提として、以下の通り大島秀彦副市長に対する責任を問う。

①元職員の不祥事に関する責任

大島副市長の現任期中、令和3年5月8日付で当時の任命権者である松本武洋前市長が辞職し、新たに柴崎光子現市長が同月23日に市長に就任した。任命権者が代わったのであるから、大島副市長は一度辞職し、再度新市長により議会の承認を得て任命されるべきという指摘は議会でもしたが、市長は副市長の元職員の不祥事の責任を検討することもなく引き続き副市長に留め置いた状況であり、この点で大島副市長は責任を取っていないといえる。副市長には、最高責任者としての市長の補助機関として元職員の不祥事に関し次の責任がある。

- (1) 元職員に対する管理監督責任
- (2) 多額の預り金は元職員が個人的に預かったのではなく、和光市が預かったのだから、それに対する管理責任
- (3) 元職員によるキャッシュカードからの度重なる窃盗を放置した責任。認知していないとの趣旨の答弁を繰り返し行っているが、少なくとも刑事告発後は知っていながら放置した責任
- (4) 犯罪行為の通報があったことについて、直ちに対応せず、放置した責任がある。具体的には、平成30年12月4日に職員4名が前市長の指示に従って県警に通報に行った際に独断で呼び戻そうとしたこと、また、平成31年1月23日に市が詐欺罪の告発状を朝霞警察署に提出しているのに元職員を従前同様に勤務させ、結果として被害を拡大させたことに対する責任
- (5) 元職員のパワーハラスメントを放置したことにより、元職員の犯罪行為を容易にしたことで被害が広がった。パワーハラスメントを認知しながら放置した責任

柴崎市長は被害者からの国家賠償法に基づく損害賠償請求事件における和解案に関する議会への答弁において、副市長に対しては元職員に対して管理責任があると明言している。また、副市長も自らの管理責任を自認している。副市長は知り得ないものについては責任を負わないと発言しているが、その市長の補助機関としての重大な職責に照らし、副市長が知らなかったからといって責任を免れるものではない。

大島副市長は市民が納得できる方法で責任をとり、市長は市民が納得する説明をすべきである。

②議会に対する態度

大島副市長はこれまで議会においてたびたび議事進行を妨げるような発言や議員の質問を遮るような発言を繰り返しており、その態度や発言は副市長としてふさわしくないといえる。今定例会においても、渡邊議員に対する「なんでもありではないだろう」との趣旨

の発言は、質問を遮る不規則発言であり、松永議員に対する「私がインチキしてお金をくすねたかのような質問ですが～（中略）～よろしいでしょうか！」という趣旨の威圧的な発言は松永議員を萎縮させ、それ以上の発言をできなくさせた。安保議員に対する「子供の仕事ではないのだから」や「あたかも私への糾弾議会のようなようですが」という趣旨の発言は、質問者を批判する発言で、それ以上の質問を抑圧しようとした。これらの発言は議員の質問権を侵害するものであり、議会の円滑な運営を妨げるものである。議会は、行政を監視し、市民の声を反映するための重要な機関である。そのため、議員の発言は、自由かつ尊重されるべきである。しかし、大島副市長の発言は、議員の自由な発言を抑圧するものであり、議会の機能を損なうものである。大島副市長は、自身の言動や態度によって、議員の質問権を侵害したことについて真摯に反省し、議会に対する態度について、議会へ説明し、しかるべき責任をとるべきである。

③通勤手当の二重受給

大島副市長は、コロナ禍の緊急事態宣言発令中の約2ヶ月間、朝霞台、和光市駅間の通勤手当を受給しているにも関わらず、庁用車で送り迎えを受けていた。副市長は議会での答弁では、自身が高齢で感染予防を考えてのことであったこと、また、自身は秘書広報課長からの提案に乗っただけであるという趣旨の発言を行った。

しかし、感染予防であるのであれば、（1）自宅から和光市役所まで全て公用車にすべきであるところ、より距離の長い自宅から北朝霞までは電車で通勤していたこと、（2）通勤経路の変更をしていないことから、電車代と公用車の費用を二重取りしていることは明らかなこと、そして、（3）二重受給について責任者としての判断を怠り、あたかも配慮をした部下である秘書課長の責任であるかのような発言をしたことは責任者としてあるまじき考えである。

一般的に、通勤手当の不正受給は、詐欺行為にほかならず、刑事犯罪に該当するほか、組織の秩序を直接侵害する極めて悪質な非違行為として懲戒処分となるが、本件についても疑義がある以上、市は徹底的に調査し、結果を公表すべきである。

不正に受給した手当を市へ返還することはもとより、定期券を購入したのであれば原本裏表の写しを提出すること、領収書を市が確認すること等確実に対処し、市はしかるべき管理をすること、そして、本件調査の結果いかんにより副市長の責任を断ずること。

以上決議する。

令和5年12月21日

埼玉県和光市議会